

秋田県告示第399号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第16条第2項の規定により、次のとおり令和2年度家畜人工授精及び家畜（牛）体内受精卵移植に関する講習会を実施するので、家畜改良増殖法施行細則（昭和26年秋田県規則第11号）第2条第1項の規定に基づき、公示する。

令和2年9月25日

秋田県知事 佐竹 敬久

1 講習の期日及び場所

(1) 期日

令和2年11月2日（月）から同月27日（金）まで

(2) 場所

大仙市神宮寺字海草沼谷地13番3号 秋田県畜産試験場

2 家畜の種類

牛

3 受講資格

家畜（牛）人工授精師の免許を有する者、同講習会を終了し、終業試験に合格した者で、家畜改良増殖法第17条の規定に該当しないもの

4 受講定員

10名

5 受講に必要な書類

(1) 受講願書

(2) 履歴書

6 受講願書用紙の交付

(1) 期間

土曜日及び日曜日を除き、令和2年10月1日（木）から同月19日（月）までの午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 場所

秋田市山王四丁目1番1号	秋田県農林水産部畜産振興課家畜衛生班
北秋田市脇神字高村岱92	秋田県北部家畜保健衛生所
秋田市寺内蛭根一丁目15番5号	秋田県中央家畜保健衛生所
大仙市富士見町6番55号	秋田県南部家畜保健衛生所

7 受講願書の受付

(1) 期間

土曜日及び日曜日を除き、令和2年10月1日（木）から同月19日（月）までの午前8時30分から午後5時15分まで（郵送の場合は、締切日までの消印があるものに限り受け付ける。）

(2) 場所

6(2)に掲げる場所

8 受講に要する経費

(1) 額 60,000円

(2) 納付方法 講習の場所において発行する納入通知書により納付する。

9 講習についての問合せ先

秋田県農林水産部畜産振興課家畜衛生班（電話018-860-1808）

10 その他

新型コロナウイルスの感染拡大や台風等の自然災害の影響により、やむを得ず講習会の中止や日程変更する場合があります。